

あなたと議会をむすぶ

ぎかい広報誌

2003

No

116

1月24日号



私たちの

# しょうわ 町議会



## 地区の厄除けを願って

—築地新居の獅子舞—

### 12月定例会

### 第2回 第3回 第4回 臨時会

発行 / 山梨県昭和町議会  
〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2  
TEL. 055-275-2111 FAX. 055-275-2109  
発行人 / 議長 山田 昇  
編集 / 議会広報編集委員会

補正予算など8件を可決 2・3ページ

請願・意見書 3～4ページ

臨時会 4～5ページ

一般質問 6～15ページ

委員会れぽーと 16ページ

委員会合同研修報告 17ページ

わたしの好きなまちしょうわ(笠田 聖くん) 18ページ

# 12月議会では こういことが決まりました

平成十四年十二月定例会は、十二月十日から十三日までの四日間にわたって開かれました。条例改正六案件、一般会計の補正予算一件および議員提案による議員定数を定める条例が提出され、いずれも原案どおり賛成多数で可決しました。

また、最終日には、公平委員の人事案件と意見書が追加提案され、全会一致で承認しました。一般質問は、六人の議員が当面する重要な問題について活発な議論を展開しました。

## 補正予算など8件を可決

### 一般会計補正予算 (第四号)

今回の補正は、本年度も既に下期に入り、大きな事業費の補正もなく、二、三〇八万五千円を追加、予算総額を六二億六九五万一千円とするもので、全会一致で可決されました。

事業の基本計画設計委託や児童館への防犯モニタ―装置の設置、資源回収ボックスの設置費、甲府広域行政事務組合負担金等を補正増しました。

また、「押越・西条新田線」の国補事業の減額に伴う予算の組み替えをしました。

## 条例改正

### 昭和町税条例の改正

地方税法の一部改正に伴い、本町の税条例の一部を改正するものです。

改正の主なもの、株価値低迷の折、経済・景気

歳入(補正財源)  
地域公共ネットワーク

浮揚策の一環としての新証券税制が公布され、株式譲渡益に対する町民税の課税の特例により、個人投資家の投資を促すためのものです。  
固定資産課税台帳の閲覧手数料等を定めたほか株式の譲渡益に対しての課税方法が申告分離課税に一本化され、税率の引き下げ、譲渡損失の繰越し控除、特定口座開設による申告不要制度創設、期間限定措置として、譲渡益の非課税部分や特別控除、税率の引き下げがされました。

### 昭和町国民健康保険税条例の改正

地方税法の一部改正に伴い、申告分離課税への一本化に伴う申告義務免除と、上場株式の譲渡損失の繰越控除の規定が創設されたことによる改正です。

### 昭和町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正

昭和町特別職の職員で常勤のもの給

与及び旅費に関する条例の改正

昭和町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

### 昭和町職員給与条例の改正

国の特別職の職員で常勤のもの給与及び町の一般職員の期末手当の改正により、条例の一部を改正するものです。

また、人事院勧告と国家公務員の給与改定等により、昭和町職員給与条例の一部を改正するものです。

その内容は、給与を一般行政職でマイナスイナス二・〇%、看護・保健職でマイナスイナス一・八%減額し、扶養手当も配偶者に係る支給月額一六、〇〇〇円を一四、〇〇〇円に、子等のうち三人目以降を三、〇〇〇円から五、〇〇〇円に、期末手当は平成十五年の三月支給分をそれぞれ六月、十二月に振り替えてトータルで〇・〇五分分を引き下げるもの

で、全会一致(昭和町職員給与条例は賛成十三人・反対一人)で改正されました。

町議会議員及び特別職の期末手当も一般職と同様、〇・〇五分引き下げられ、平成十五年度以降は三月支給分がなくなり、六月、十二月に振り替えて支給するものです。

## 同意

公平委員に

志村 茂氏

選任に同意

公平委員の秋山等氏から辞職願いが提出され、十二月三十一日をもって欠員となりますので、新たに委員を選任する必要が生じ、議会は、これに同意しました。



志村 茂氏

住所

昭和町清水新居五八二番地一

生年月日

昭和十二年六月十二日

# 議員提出議案

## 町議会議員の定数

### 現状どおり16人と定める

地方分権一括法による地方自治法第九一条の改正に伴い、平成十五年一月一日までに議会の議員の定数を定める必要があります。

現行の法定定数を廃止し、地方公共団体自らが定数を定めるということで、一万人以上二万人未満の町は、法定数が二十

六人のところを上限二十二人に改正されました。平成十四年の六月から関係諸団体等の意見を聞き議会内で検討してきましたが今回、議員提案により条例案が所定の賛成議員と共に提出され、現行どおり「十六人」ということで本会議で全会一致で可決されました。

## 請願・意見書

### 障害者支援制度の適正運用を

昭和町上河東の小沢米子さんから障害者支援費制度の導入に伴う適正な運用を求める意見書の提出を求める請願が提出され、(紹介議員・河田あけみ議員)本会議で全会一致で採択されました。

#### 請願の趣旨

今後の福祉分野における多様な国民のニーズに対応するため、平成十五

年度より障害者支援費制度が導入されることとなつている。いままでの措置制度では、自分でサービスが選べないため、障害者の多様なニーズへの対応が困難であり、障害者の権利が十分に保障されないできたこと、また、サービスが画一的になりがちであり、かつ質の向上を促すことが難しいこと



議員定数について協議する総務委員会

などの問題があった。

一方、新しく導入される支援費制度は、「与えられる福祉」から「選択できる福祉」への転換を促し、選ばれる側の施設や事業者が、常にサービスの質の向上を目指すことが期待されている。

しかしながら、当該制度の導入にあたっては、情報提供や相談体制の確立など多くの整備すべき課題がある。利用者・市町村側に対する不安や懸念を早急に取り除くこと

とともに、当該制度の適正な運用を行う必要がある。よって、政府は、以下の施策の確立を図るべきである。

#### 請願事項

- 一 支援費の基準を決定するにあたっては、障害者のサービス利用の必要性を十分に勘案し適切な額とすること。
- 二 現行のサービス水準を後退させないよう、制度移行に際して適切な対応を講ずること。

二 現行のサービス水準を後退させないよう、制度移行に際して適切な対応を講ずること。

## 地方税源の充実確保を

今回、議員提案による意見書が所定の賛成議員と共に提出され、本会議で全会一致で採択され、関係大臣宛てに提出しました。

#### 要旨

地方財政は、長引く景気の低迷による大幅な税収減に見舞われ、その財政運営は危機的な状況にある。一方、地方分権の進展に伴い、地方自治体が担う役割はますます増大し、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、資源循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本

のため「新障害者基本計画」の検討を早急に進め充実した計画とするとともに、その実現に必要な所要の財源を確保すること。

- 三 障害者に対してきめ細かなサービス提供が確保されるよう、支援の必要性などの適切な評価に基づく障害認定制度とすること。
- 四 自分で契約が困難な障害者への支援策を充実すること。
- 五 サービス水準の向上やサービス基盤の整備

以上、本会議で全会一致で採択され、関係大臣宛てに意見書を提出しました。

の整備、地域産業の振興・育成対策など、地域の実情に即した施策を積極的に展開していく必要がある。

このような状況下、自らの行政改革を一層積極的に進め、財政の健全化に努めるとともに、増大する住民の行政サービスのニーズに応えていくためには、地方税源の充実確保が極めて重要である。よって平成十五年度税制改革にあたっては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

- 一 固定資産税は、町村



目であるので、平成十五年度の評価替えにあたっては、一層の負担水準の均衡化、適正化を推進し、その安定確保を図ること。

二 法人事業税への外形標準課税の導入については、都道府県財政の安定化は町村財政にとっても極めて重要であることから早期導入を図ること。

三 ゴルフ場利用税は、廃棄物処理や環境対策など、ゴルフ場所在の町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の十分の七が町村の貴重な財源となつていることから充実確保を図ること。

四 特別土地保有税は、土地の有効利用を阻害するものでなく、未利用地の有効利用の促進という現在の土地政策に適合したものであることから、本税については、堅持を図ること。

### 町村自治の確立に関する意見書

現在、第二十七次地方制度調査会においては基礎的自治体のあり方等が審議検討されているが、去る十一月一日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり住民自治を否定するものであつて、我々として到底受け入れることができない。また、自治の基盤である税財政制度の将来像については全く言及しておらず、今後、地方をしてどのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

地方が如何なる行政体制を選択するかはこの税財政制度の将来像を踏まえて地方が自主的に判断すべきものであり、この点「西尾私案」は、このあるべき順序を全く踏まえない、地方分権の確立に反する案といわざるを得ない。

よつて次のとおりの意見について善処方を強く要望する。

記

一 国は、地方自治制度の検討に当たつては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。

二 早急に自治の基盤である税財政制度の将来像を明らかにし、「税財源の地方分権」を早急に実現すること。

本来、国は、第二次分権改革として、地方分権推進委員会が「最終報告」で示した地方税源充実確保方策についての提言を最大限尊重し、まず地方に対し「税財源の地方分権」を行うべきである。

## 臨時議会

- 第二回臨時会 (10月15日)
- 第三回臨時会 (11月5日)
- 第四回臨時会 (11月18日)

### 三郡衛生組合に加入し 組合議員を選出する

平成十四年十月十五日 求められたものです。  
に第二回臨時会が招集され、三珠町、市川大門町、鯉沢町、増穂町、甲西町、榑形町、若草町で共同処理している三郡衛生組合に、新たに八田村、白根町、芦安村、玉穂町、昭和町、田富町の六町村が加入し、火葬業務を行うための組合規約の議決を

これに伴い、一般会計補正予算(第三号)として、六、四一一万円を追加し、総額を六二億四、六四六万六千円とすることが全会一致で可決されました。

また、三郡衛生組合の加入に伴う組合議員の選出のための第三回臨時会を十一月五日に開催し、議長の名指推選により、浅川武男・井口孝裕議員が全会一致で選出されました。



新たに加した三郡衛生組合火葬場



井口孝裕議員



浅川武男議員

# 押原小建設請負契約で賛否激論!

## 9対5で可決



押原小学校の早期完成と安全を願って鍬入れをする町長

押原小学校の校舎・体育館の建設主体工事および電気設備工事、機械設備工事は、分割分離方式で指名競争入札が行われました。落札した四つのJV（共同企業体）との本契約締結の承認を求める町長の提案に対し、公約違反として激しい反対論が展開されましたが、採決の結果承認されました。

昭和町立押原小学校校舎  
 2・建築主体工事  
 契約金額  
 二億一、〇〇〇万円  
 契約の相手  
 井口工業・北清建設昭  
 和町立押原小学校校舎2  
 建築主体工事共同企業体

昭和町立押原小学校  
 電気設備工事  
 契約金額  
 二億五、三二六万円  
 契約の相手  
 昌電社・新二ホンテッ  
 ク昭和町立押原小学校電

十一月十八日の第四回臨時会で、昭和町立押原小学校の建築について指名競争入札された請負契約を締結するため、議会の議決を求められたものです。

昭和町立押原小学校校舎  
 1・体育館建築主体工事  
 契約金額  
 十三億九、六五〇万円  
 契約の相手  
 東急建設(株)甲府営業所

入札制度の公約を果たし、積極的に公表せよ  
 角野幹男議員 町長は、入札制度を改善し、町政を正常に戻すとして選挙公約に挙げたにもかかわらず、いまだ実行されておらず、常永小学校の建設工事の折にも指摘され、苦しい答弁をしてきたのに本当に改善するつもりがあるのか。

就任時の約束を果たし、発表した制度を確実に実行し、積極的に公表してください。

以上の理由により反対します。

気設備工事共同企業体  
 昭和町立押原小学校  
 機械設備工事  
 契約金額  
 三億六、二二五万円  
 契約の相手  
 米山実業・坂本工業昭  
 和町立押原小学校機械設  
 備工事共同企業体

**反・対・討・論**

大変な経済不況の中、この方法は、ひとつの策ではなかったのか。  
 このような理由から賛成をします。

地元に工事を落としてほしいという意向を感じ、進展をみたのでは

井口孝裕議員 市町村は、国・県の方針により、入札制度を決めており、一億円以上の場合、一般競争入札がいいという話も当時ありました。  
 しかし、今回、町長が地元へ工事を落としてほしいという意向を感じ、工事をいくつかに分けたことから、ある程度進展をみたと思います。

**反・対・討・論**

町民を無視した行為では

鷹野一雄議員 町長は、汚職事件を教訓に、一億円以上の工事は一般競争入札で行うよう改革し、町民に告知したが、今回も指名競争入札を行った

以上の討論の結果、四件の契約締結について裁決を行い賛成9、反対5で可決されました。

**賛・成・討・論**

ことは、町民を無視した行為です。

常永小学校建設工事請負契約の臨時会の折に入札契約制度合理化対策検討委員会の意見を聞いてやっていきたいとの答弁でしたが、検討委員会の意見は反映されておらず、入札制度改革はどこへ行ったのでしょうか。

そして、公共事業の効率的執行を通じてコスト削減を図る観点の質問を九月定例会で質問しましたが、このことを正しく理解して分離分割発注をしたのでしょうか。

行政として町の発展のため地元企業の保護、育成と労働力の確保も推進していきたいとのことですが、このことによろしく対応されたのか。ある面正しいことのようにだが、手法を間違っていると企業のための政治に傾き、町民不在の政治になりかねないので反対します。

### 工事請負契約の締結

### 賛・成・討・論

# 町政を問う

## ここが聞きたい!

### 一般質問

#### Q 新しい川づくり 近自然河川工法の導入を



鷹野 一雄 議員

#### A 関係団体等の意見を聞いて検討

問 河川流域の道路改良や災害工事のコンクリート擁壁により、自然の面影が失われた場所も見られます。

これは川の自浄作用を低下させ、生態系の面でも問題があり、最近では可能な限り草や木、石・土を利用し、護岸を自然にできるだけ近い状態に復元する多自然型川づくり(近自然河川工法)による河川改修が行われています。治水上の安全性は十分確保しながら、岩石を川や岸辺に配置するなどして、砂だまりや瀬などをつくり、動植物の生息環境の保全・創造を行うものです。近自然工法を学び、ほたるが見られるような新しい河川を望みますが、町長の考えは、

佐野精一町長 近年の流域の都市化の進展や社会構造の変化により、被害の広範囲への影響が懸念され、治水の安全性の向上が強く求められています。

一方で生活の質やゆとり、良好な環境を求めるニーズの増大や価値観の多様化が進み、治水、利水だけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育の場として、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として個性を生かした川づくりが求められています。

平成九年六月に河川法が改正され、これまでの治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置づけられました。

国は、富士川と地域の個性に合った川づくりについて広く意見を聞き、河川整備計画へ反映させるため昨年九月に富士川流域の三県六十市町村からなる連絡会を設立しました。

県営事業の地域環境整備事業でも紙漕阿原地区の今川改修工事、河西地区の清川改修工事、上河東地区の東花輪川改修工事が年次計画で実施されています。

この事業でも広域的で個性豊かな快適環境を目指し整備をしているところですが、

また、町も県の事業補助を受け、河川や用水路等の整備をしています。整備後の管理上の問題や治水、利水の観点からも検討しなければならぬことも考えられ、河川利用者等各地区や関係団体の意見も十分考慮し検討したいと考えます。

#### Q 不登校児童の現状と対策は

問 二〇〇一年度に不登校だった小中学生は過去最多となったことが、文部科学省の学校基本調査で分かりました。

#### A 学校と十分連携をとりながら対応

調査を始めた一九九一年度から十年で倍増し、登校しても教室に入らない「保健室登校」などは含まれず、「実態はもっと多い」との指摘もあります。

文部科学省は「由々しい事態」とし、九月中旬に有識者らによる調査会議をつくり、これまでの施策を点検、不登校の子どもの九割は家庭にいるとされることから、家庭への支援や地域のネットワークを充実させる方針を出しました。

そして、スクールカウンセラーの配置や教員の定員増などの予防策、学校復帰を目指す「適応指導教室」を教育委員会に整備させたり、一定の条件を満たす民間施設に通う子どもを本来登校すべき学校で出席扱いしたりする復帰支援策もあります。

そこで昭和町の現在の状況と、今後の対応策を教育長に伺います。

堀口勉教育長 不登校児童生徒が年々増え、大変憂慮される問題です。長期欠席した者にはいろいろなタイプがあり、学校生活に起因する型、遊び、非行型、無気力型、不安、情緒混乱の型、複合型、意図的な拒否の型などに分類されます。

本町の不登校は、小学校では若干名、中学校ではクラスで一人程度の生徒があり、すべてが長期不登校ということではなく、時々登校する生徒や、指導の結果、再登校する生徒もあります。

また、民間施設でカウンセリングを受けた生徒、学校復帰を目指し、適応指導教室に通って復帰しようとする生徒もいます。

保健室登校の児童生徒はいませんが、どうしても教室に入れない児童がいます、こうした児童は相談室で個別に指導して

ます。中学校には、不登校のための職員が配置されており、生徒の出欠状況や指導記録を管理し、定期的に各学年の情報交換、クラス担任とともに家庭訪問や、本人、保護者と直接話しあう機会を設けて対応しています。

また、今年度から臨床心理専門のスクールカウンセラーが配置され、週二回ほど、生徒へのカウンセリング、生徒の悩みや不安などの情報を基に学校長を中心に不登校の生徒に対応しています。

不登校の原因、その背景などを把握し、経緯を見守って一日も早く学校に復帰できるように努め、不登校の未然防止も考えながら、家庭や、教育相談機関との連携をとり、一層きめ細やかな指導を各学校にお願いし、教育委員会としても学校と十分連携をとり、対応していきます。

（再質問）

問 家庭と地域でスクールカウンセラーを含めた不登校児童の態勢づくりが早急に求められているが、具体的にどう進めますか。

教育長 スクールカウンセラーと学校側が連携を取り、カウンセリングしており、家庭での保護者の取り組み等、お互いにより綿密に対応することが求められています。

また、限られた時間や人員配置の問題もあるので実態を確認させていただき、対応を考えたいと思います。

## 住民サービス向上を目的に システム導入や情報公開の対応を

問 国は「e ジャパン戦略」を掲げ、世界最先端の情報技術（ＩＴ）国家を目指していますが、小規模自治体が多い県内では取り組みの遅れが目立っています。

電子自治体は、窓口での住民登録など転出入時の手続き、戸籍など各種証明書類の発行などの行政サービスをインターネットを活用して電子申請し、二十四時間いつでも自宅などで受けられるよう国は「e ジャパン戦略」を掲げ、世界最先端の情報技術（ＩＴ）国家を目指していますが、二〇〇三年度までに条件整備、二〇〇四年度からの稼働が目標ですが、全体的には進んでいない状況です。

昭和町では、庁内ラン（情報通信網）の敷設、情報インフラの整備、電子メール導入、ファイルの共有やスケジュール管理導入は進んでいます。電子入札や電子調達などの住民サービス向上を目的としたシステム導入や、情報公開に対応する公文書管理システム、電子決裁システム導入等が遅れています。

当町の情報化システム対応の進捗状況と、電子自治体化計画の策定について、どのように考えていますか。

### 住民の意向を反映させ 町独自の情報化を実現する

町長 国は「e ジャパン戦略」を発表し、六月には

e ジャパン二〇二〇プログラムを策定し、電子自治体への取り組みを加速させています。

国、地方を通じて行政情報の総合的、一体的推進を図るため、申請、届出等に限らず行政手続全般のオンライン化と手続きの簡素化や合理化を実施するもので、住民サービスの向上、行政事務の効率化など、地域企業の活性化を実現するため、非常に大切ではないかと思えます。

各自治体も、ＩＴ革命に対応した電子自治体への変革が喫緊の課題となつています。

しかし、反面システム構築費をはじめ運用コストに莫大な経費が必要となり、本町をはじめ、多くの自治体でも財政負担、電子化に対応する人員の確保等々で遅れているのも事実です。

このようなかで現在、県を取り込んだ電子市町村システム共同化研究会を立ち上げる機運が高まっており、本町も過日研究会に参加する意向を伝えたとこです。

この共同システムが立ち上げれば、平成十七年度を目途に段階的にシステム構築が進められていくのではないかと思います。

また、全県的な取り組みとなっても情報化は多額の経費が必要で、限られた財源で、段階的、計画的に取り進むことが大切です。

現在、地域情報化計画の中に、共同システムはもろろん、住民の意向を反映させた町独自の情報化を含め、取り組んでいきますので、計画が策定されれば、お示ししたいと考えています。

（関連質問）

山本哲議員 近隣町村では、図書館の蔵書検索システムが、直接に検索できるが、当町ではできないのか。

都築勝人企画行政課長 ホームページの中でリンク集があり、それをもとに県立図書館に問い合わせができ、関係図書館の検索が可能です。

また、ホームページを見直す段階で直接検索できるように検討したい。



不登校児童のない明るい学校

# Q 清水新居に 児童館の設置を



飯島 顛周 議員

問 少子化が急速に進展する今、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化する、子供同士や異世代間で交流する機会が減少して、子供の社会性が育ちにくくなるなどの問題が生じてきています。

子供に健全な遊び場を提供して心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている児童館の役割は、大きなものと言えます。

町には、押原、西条、常永と三つの児童館があり、国道20号線の開通以来、地理的に昭和町でありながら昭和町と分断される形となり、甲府への参加が多くなりつつある清水新居地区の周りには、児童館が設置されていません。清水新居地区の児童が

児童館を利用するのは、交通量の多い甲府バイパスを横断して、地区にも近い西条の児童館になります。また、現在、清水新居地区の二〇〇人にのぼる児童は、甲府の学校も含

め、七つの学校に分散し、通学しています。同じ地域にありながら学校が違うということ、教育のベースは同じでも、それぞれの学校のカラーがあり、行動も異なるので、地域社会の一員としての自覚が薄れていくのではと危惧します。

## 地域の町づくりのため 前向きに検討

町長 学校が終わってからの児童の受け皿となる施設や、子育て支援の場の整備や施策がますます重要になっていきます。

現在、西条、押原、常永の各地区にそれぞれ学校の近くに児童館が設けられ、子育て支援の拠点となっています。

西条地区の児童館は、西条新田、西条一区、西条二区、清水新居の子供たちを対象としています。甲府市に隣接する地理的条件と、交通網の激しいところであり、学校の行き帰りの安心・安全面を考えますと大変危惧されるところです。

特に清水新居の子供たちは、西条小へ十六人、甲府の国母小へ四〇人、



放課後を安らぎのある児童館で過ごす西条地区の子ども

買川小へ二十七人、千塚小へ二人の八十五人の小学生と、押中、南西中、富竹中へ三十六人の中学生がそれぞれ通っており、将来、昭和町を担う児童の健全育成などを目的とする子育て施策が必要ではないかと考えます。

社会の急激な環境の変化に伴って、育児にストレスや困難を抱える家族が増加してきています。

また、児童の健全育成を目的とする児童館について、町全体のバランスも考えながら、今後、前向きに検討していきたいと考えています。

当面は、交通量の激しい道路には、交通指導員等を配置するなど子供たちを安全面から守っていきたくと考えます。

この四月からは、学校が完全週五日制となり、毎週土曜日も児童館を開放し、地域児童の健全育成の場として、多くの意見を聞きながら、なお一層、地域住民の皆さんが気軽に利用できる施設運営に取り組んでいきたいと考えています。

# 一般質問

## 町政を問う

# ここが聞きたい!

### Q 町営住宅の建替え計画は

問 町営住宅は、昭和四十七年から十年計画で簡易耐火構造二階建て十四棟九十二戸が建設され、管理運営されています。現在は、老朽化が進み修繕費も年々増加し、入居者からも改善等の要望が高まっています。

耐震法も改正され、平成九年度に昭和町営住宅建替検討委員会を設立し、当該住宅は、年次計画で全面建替えが望ましいとの答申を得ました。建替えにあたっては、時代に合った高齢者、障害者対応、福祉総合施設

等を兼ね備えた町営住宅を要望され、建替えの時期は、平成十六年度を初年度として全面建替えすることが望ましいとの委員会の結論でした。また、景気低迷の現在、常永小、押原小の建設を見たが、給食センター等の建設もあるなか平成十六年度からの建設実施が可能か伺います。

### A 公営住宅ストック総合活用計画を定め計画的に着工

町長 町営住宅建て替え計画は、平成九年九月に国庫補助対象となることを確認しましたが、財源的な問題等もあり、平成九年十二月に、昭和町営住宅建て替え検討委員会要綱」を制定しました。しかし、各棟とも老朽化が進み、修繕費等も年々増加の一途をたどり入居者からも改善等の要望も高まっていることから、長期的な視点に立ち町営住宅の建て替え等の将来構想について検討を行っていただくため委員会に諮問しました。

委員会は、この諮問を受け平成九年十二月に第一回検討委員会を開催しました。議会議長以下関係者十人に委嘱状が交付され、町長から提出された諮問書の内容や町営住宅の現況等についての報告がされ今後の予定について協議しました。その後、竜王町、敷島町、山梨市の各団地を視察し、平成十年三月に第二回検討委員会を開催し、耐震診断の結果報告や改修と全面建て替えの工事費等の説明をした上で比較検討し、耐震補強及び

全面改修工事等を行なっても、建物本体の耐用年数との比較を考えると疑問が残るとし、国の補助基準で部分建て替えが認められない状況の中、本町の主要事業との関連を考え、全十四棟の補助対象の耐用経過年の平成十六年度を建て替え初年度目標として、全面建て替えることが望ましいとの答申をいただきました。その後、第八期住宅建設五カ年計画が定められ、公営住宅ストックの効率的な改善、更新が求められ、ストックの特性や地域のニーズに合わせた手法の選択を行ない、総合的な活用を図ることが必要となることから、各地

方公共団体が「公営住宅ストック総合活用計画」を定め、これに基づき計画的な建て替え、改善等を実施していくことが補助対象条件となりました。したがって、当初の計画の平成十六年度からの建て替えは厳しい状況ですが、平成十五年度に「公営住宅ストック総合活用計画」を定め、この

計画を基本として財政状況も把握した上で、検討委員会を始め関係機関と十分に協議し、できるだけ早い時期に着工できるように進めたいと考えます。



老朽化が進み改善要望が多い町営住宅

# 公共施設の バリアフリー対策は



河田 あけみ議員

社会参加できるような施設整備に取り組んでいきま

問 高齢者や体の不自由な方にも使いやすい公共施設が望ましいと考えると、町の福祉行政の拠点である総合会館のバリアフリー対策について伺います。玄関のドアを自動ドアに改善すること。

答 玄関右側にあるスロープを広くして、車椅子が通りやすくすること。

一階の事務所のカウンターの高さ、広さを改善すること。

その他、公共施設の実態を調査する必要があると思うが、町長の考えを伺います。

## △ 早急に改善を進めたい

町長 総合会館入り口のドアと玄関のスロープの改善は、町内外の人が安全かつ快適に利用できるよう、自動ドアとスロープの改修は早期に実施し、利用者が容易に移動でき、

また、福祉の窓口となるカウンターのほか、以前から現状の一つのカウンターでは、各種手続きや相談するのに大変狭く、プライバシーの面でも改善しなければならぬ点があり、事務所内の課も福祉介護課の三係といきいき健康課の二係が設けられ、スペース的にも手狭で、対応には限界があると感じ、現ホールを改修し、どちらか一課を設置する方向で住民サービスの向上を考えていますが、多目的機能をもつた会館としてのホールの役割が非常に重要であると認識を深め、今後福祉施設の全体的な整備を見直し、当面ホールに相談コーナーを二カ所設置し、窓口の対応を図っていきたい考えです。

また、道路のスロープ化、点字ブロックや、歩道の段差解消、障害者用駐

車場の確保ばかりがバリアフリーではなく、障壁(バリア)を無くすことが本来の概念であり、決して特別扱いではなく、皆さんが当たり前に参加することができ、「まち」をつくるため、今後様々

## ◎ 障害者支援制度に 第三者機関の設置を

問 明年四月から障害者支援費制度が施行されます。

答 これからは、障害者自身や家族が利用者として、日常生活の不便さを解消するために民間の福祉事業サービスを選べるように、契約することになるが、介護保険のようにケアマネジャーのような制度もなく、アドバイザーがないことが心配です。

また対象者に制度の内容がどれくらい理解されているのか。社会福祉協議会はどのような福祉サービスを展開していくのか、町長の考えを伺います。

な面から対策を講じていく考えです。今後も道路や公園等含め、施設等の建築を行う際にはバリアフリーに積極的に取り組んでいきたい考えです。常に安全でゆとりある

整備を推進するため、使用者サイドに立ったソフト的なサービスの充実を図り、福祉的配慮を実施する中で、「人に優しい」まちづくり、生活者優先の街づくりを目指していく考えです。

と思います。

平成十四年十一月から開始した支援費制度移行のための申請は、在宅サービスとして扱うグループホームなど二人の方の申請と、問い合わせが数件となつています。

今までは、行政がサービスの内容を決定する「措置制度」でしたが、平成十五年四月からは、障害者の立場に立った制度にするため、障害者の自己決定を尊重し、自らが事業者、施設と契約してサービスを受ける「支援費制度」が施行されます。

対象者の方々に理解されたかとの質問ですが、九月、十月、十一月の広報への掲載、十月には施設入所・通所者に対し、本人、保護者、施設に確認の通知、町単独事業で十一月に行つた障害者への給付金支給の折パンフレットの配布、また、今後は一月、二月、三月の広報への掲載を予定してまいりますので、周知徹底できる

次に介護保険のケアマネジャーのような機関がないとの質問ですが、障害者の方々は、子供の頃から、医師、相談所、学校、施設等いろいろな場面で自分の障害について家族とともに認識、理解し、対面してきています。支援費制度は、障害者の自己決定を

## △ 制度スタート後 機関が必要か判断

町長 障害者福祉サービスの利用制度が変わり、

# 一 般 質 問

# 町政を問う ここが聞きたい!

✓ 尊重する制度ですから、制度スタート後、機関が必要かどうか見極めたいと思います。

ただし、支援費制度にも、介護保険のケアマネージャーに代わるケアマネージメント従事者がおりますので、これら養成講習会等への積極的な参加を進め、将来在宅のケアプラン作成にも対応できるように準備したいと思っています。

また、現行、福祉サービスを提供するための地域ケア会議が福祉関係係により設置してありますので、在宅サービスについては、この会議で検討していきたいと考えています。

次に「社会福祉協議会や町の福祉サービスの展開は」とのことですが、各種の制度を充実することとはもちろん、制度と制度のすき間を埋めることが、福祉サービスの重要な町としての役割と考えています。

また、社会福祉協議会が民間と同様な、事業所認定を受けてサービス提供業務を取り入れること



介護保健策定懇話会風景

は問題があると考えています。

たとえば、サービスの質では、少人数のため各種業務の有資格者の確保が難しい、サービスの供給の点では、土曜日、日曜日、時間外の職員の派遣などの問題があると思います。

また、社会福祉協議会が事業を展開したら、民間企業の育成が進まず、基盤整備が遅れると考えます。民間にできる分野は民間に、企業では採算の取りにくい分野は、町と協議し実施していくことが望ましいと考えています。

## Q 自宅訪問など 制度の周知徹底を

(関連質問)

深澤平助議員 制度が変わることの周知徹底は広報で知らせていくだけでなく、必要によっては障

害者の自宅訪問をして徹底を図り、障害者の中に一人といえども知らなかったという人がないように対処してもらいたい。

志村武夫福祉介護課長 障害者の方たちは、グループ活動の中で説明会や研修会等行っており、また、制度を理解できない方についても、町と把握しているの、当然ながら自宅に向いて手続き等を説明したい。

## Q 管理栄養士を採用し 住民の健康づくりを

河田あけみ議員 七月の総合健診の総合判定によりますと、生活習慣病の原因となるコレステロールや中性脂肪の多い方、貧血気味の方が約四〇%を占めています。

また、塩分測定器の購入をとのことですが、減塩教室等を開き、脳卒中半減対策などを行って

バランスのよい食生活を管理するため「管理栄養士」を町として確保すべきではないでしょうか。とかく習慣的になりがちな塩分の取りすぎをチェックするため、「塩分測定器」を導入し調査する必要を感じますが。

## A 委託の管理栄養士 を活用している

町長 管理栄養士の採用をとのことですが、町ではすでに、委託の管理栄養士を活用して、安産教室、乳児健診、また健康相談、総合健診結果報告会等の生活習慣予防事業

今後、計りやすく、使いやすいもので塩分測定ができるよう、また住民の食生活を調査することも検討します。



新しく配備された消防ポンプ自動車

# 例規集の問題点 早急に見直しを



山本 哲 議員

問 自治体がホームページ等で例規集を公開しており、本町でも例規集がCD-ROM化され、庁内ではラン経由で例規集にアクセスできる体制です。昭和町情報公開条例の条文の趣旨からも近い将来にネット上で例規の公

開を実施しなければならぬ時期にあると思います。様々な人が、昭和町の規程を見るといふ観点で、もう一度電子化された例規集を読み返してみました。CD-ROM化する契機に例規集全体の見直しを行ったとのことですが、八十項目余の疑問点・問題点・要検討箇所・間違い等がでてきました。ここにその資料があり、その中から何点かを挙げて質問します。

初めに「昭和町長の職務を行うものを定める規則」ですが、端的にいえば「昭和町長の職務の代理を定める規則」でよいのではないのでしょうか。他町の例を見ても、本町の「収入役の職務代理規定」を見てもそのような名称になっています。この規則の第二条に、職務代理として規定してあるのは、総務課長のみですが、順序を指定して複数名指定すべきではないかと考えます。

次に「昭和町事務専決規程」では庁中連絡会議の招集・案件の専決権者が総務課長のみですが、関係各課の長にも招集・案件の権限があってもよいのではないのでしょうか。各課間の問題調整が必要の時のみ総務課長権限とすべきではないのでしょうか。次に企画行政課に関するもので、防災・災害・水防・地震災害等に関する条例・要領・要綱・計画について。

まず、昭和町防災計画・水防計画の冊子もCD-ROM、電子化するべきだと思います。現在の条例等を見ると、防災会議と災害対策本部の所掌事務の整合性、あるいは連携が明確・簡潔ではないのではないかと感じます。さらに、地震警戒本部との関係も再検討する必要があると思います。それぞれ条例、要綱等を見ると、その時々々の国等の指導等で制定されている、昭和町独自の観点で主体的・総合的に具現化されていないのではと懸念します。各規定が、行政サイドからの発想に偏りすぎている傾向があり、もう少し住民活力を組み込んだものにすべきではないのでしょうか。

また、防災計画の連絡網・避難場所・避難所・ヘリコプター離発着所に、常永小学校を追加するべきではないのでしょうか。昭和町自主防災組織補助金交付要綱に基づく整備状況は、事業の進捗状況を検討して、第二次の資機材の整備事業を検討するべきであると思います。「昭和町消防委員会条例」については、第三条の(二)に町議会に建議するところがあるが、建議先は、町長のみでよいのではないのでしょうか。つぎに、教育委員会に関するものについてですが、「昭和町教育委員会」の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」の第一条に教育委員会は、法律の規定に基づき、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。とあり、その(八)に教育長及び係長の任免を行うとありますが、課長及び職員とすべきではないのでしょうか。

また、昭和町情報公開条例に基づく教育委員会の権限に関することを、第一条の(十七)に新たに規定すべきではないかと考えます。「昭和町青少年総合対策本部規程」の規定上あるべき姿と現在の状況には、相当の乖離があると思うが、どうですか。「昭和町青少年カウンセラー並びに青少年育成推進員設置に関する規則」の中の地域カウンセラーとは、どのような人をさしているのでしょうか。また、その他の課に関するものもあり、ここではこれ以上指摘しませんが、手数料条例に定めのない手数料とか、実質的に機能していない組織規定とか、実態と異なる規定とか、いろいろあります。

今後、私の資料も参考に、様々な角度から検討していただきたいと思っております。

# 一 般 質 問

## 町政を問う

# ここが聞きたい!

### A 必要があれば考える

町長 「昭和町長の職務を行う者を定める規則」は、長に事故があるときまたは長が欠けたときは一定の職員が、長の職務を代理することを規定したものであり、長の職務の全部を代行するものです。このような見解から総称して「職務を行うもの」と規定したと推察します。

しかし、ご指摘のとおり収入役の職務代理規定と統一性を図るため、昭和町長の職務を代理する吏員を定める規則」に改めるべきではないかと考えます。

職務代理者として規定してある総務課長ですが、町レベルでは職員の標準職務の格付けからも総務課長の職で充てていることは妥当と考えます。

次に、「昭和町事務専決規程」ですが、規程にも「専決」とは、決裁責任者が、その責任において、その権限に属する特定の事務に関し、所管の機関に意思決定させることに

なっています。

庁中連絡会議の招集、案件が総務課長の専決になっており、それを関係各課の長にというご質問ですが、これはあくまで庁内での連絡会議ということであり、各課業務の総合的連絡調整役の総務課長が意思決定するという解釈です。

昭和町地域防災計画及び水防計画等は地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため防災体制の整備推進を目的としており、住民に周知する必要があります。

また、電子自治体の構築を進めていますので他の計画を含めてCDROM化を取り入れていきたいと思えます。

防災会議条例と災害対策本部条例、地震対策本部条例との所掌事務の整合性、連携などが明確ではないとのご指摘ですが、これらの条例はいずれも国民を災害から守る総合的計画的な防災行政の整備推進を図るために災害

対策基本法に基づいて制定されています。

防災会議条例では地域防災計画の策定や有事の際は防災関係機関との連絡調整を図ることを所掌事務としています。

災害対策本部条例、地震警戒本部条例は、いわば有事の際の実戦組織ですが、ご指摘のとおり地域防災計画とも整合性がとられていない部分もあり、これらは、今後、全体を見直す中で修正します。

条例、要綱等に住民活力を組み入れるべきだとのことについても併せて検討していきます。

次に常永小学校をヘリコプターの離発着の場として追加したらどうかですが、現在、押原小、西条小、押原中学校、昭和高校、昭和インターチェンジが臨時の離発着場として地域防災計画の中に位置付けられています。

当然、開校した常永小学校も位置付けをいかなくはなりません。地域防災計画も、六年余り経過し、不都合も生じており、全体的に見直しの時期ではないかと考え

ていますので、その時点で取り入れていきたいと思えます。

自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱は昭和五十六年に制定され、これに基づき、全ての地区において整備は終了しています。

しかし、整備後だいが年数がたっており、再度検討をしていきたいと思えます。

次に、消防委員会として議会に建議できることになっており、当局サイドのみでなく議会でも審議をしていただけることは大変良いことではないかと思えます。

消防委員会の意見も聞く中で考えていきたいと思えます。

教育長 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則。

第一条第一項第八号については、ご指摘のとおりかと思えます。

第十三号については、長の権限とされておられ、事務処理をする場合、その前提となる意思決定は教育委員会がすることになります。

文章表現については検討の余地があるかもしれませんが。

また、情報公開条例で教育委員会は実施機関として、条例の中で位置付けられています。

次に、昭和町青少年総合対策本部規程の規定上あるべき姿と現在の状況に相当の隔たりがあるのではないかと、地域カウンセラーの実態に即した見直しが必要とのご指摘については、内容を検討したいと思います。



# Q 合併問題は町長の独断？



角野 幹男 議員

問 町の合併懇話会は広報等を通じ、住民へ周知をした地区懇談会は、世帯数で八・四六%の参加に終わりましたが、この状況を見ると町長は、住民の意見・意思を尊重せず、独断と偏見で合併を推進しているように思えます。

答 合併問題は住民がまだ関心がなく、今すぐ合併を考えなくてもという住民の声だと思えます。合併を取り上げるのは時期尚早であり、必要ありません。地方分権の受け皿の確保や諸問題解決のため、合併問題も一つの方法として考えていくことは必要でしょう。しかし、都市計画マスタープランに位置付けた常永小学校周辺の区画整理事業の早期実現、学校設備整備の格差の解消な

ど単独町の方が早期に整備が進むと考えます。

行政の目的は住民の住みやすい町にすることであり、住民からは住みやすい町だから昭和町に来たとの声を多く聞きますが、これらのことを踏まえ町長に質問します。

町長は何を見て合併に取り組もうと思ったのか。そして、合併問題に入るには町の整備状況や現状の整理など、もっと行政当局内で議論、検討し、住民に説明できる材料を用意し実施するべきと考えます。

つぎに住民の意見、住民が決めること、住民が主体と言いながら町長みずからが住民を誘導し、合併を推進しているとは思えないがどうですか。最後に、町長は、すぐに合併したいと考えているかどうか。

## 合併論議は必要

町長 十月中旬から十一月はじめに行った合併に関する住民懇談会は、出席者の数字だけを見ると

低い出席率と考えられます。しかし、意見交換では、合併の賛否、希望する枠組み等、様々な意見があり、限られた時間ながら有意義な懇談会ができました。

関心の有無は、現在実施中のアンケートによりはつきりしますが、結果を議会、懇話会で検討した上で、関心のない住民に、より一層広報活動等を充実させ、合併をする、しないに関わらず、議論を深めていただける方法を検討します。

私が何を見て合併に取り組もうと思ったのか、ということですが、合併は目的でなく手段です。合併することに取組むのではなく、合併という手段の検討に取り組むことは必要です。現在財政力のある町だからとこの時期に合併論議をせず、将来を迎えることは行政としての責任を果たさないことになると考えます。

また、資料の提示についても、今後とも役場内でも検討し、情報提供を充実させていきますが、

国の方針等も流動的であり、今後、小規模町村に合併を強制するような方向付けもなされないと限りません。

現時点での合併検討は、時期尚早とはいええず、本町は財政力の高い町であり、比較的、住民発議がおこりにくいことを考えますと、行政から合併論議を深めるための投げかけは必要だと考えます。

行政と住民が一体となり議論した結果、将来の本町の進む道を選択するのであくまで住民主体であり、合併の誘導はしていません。

これからも住民と十分議論をし、意向を聞きながら合併の是非を決めるつもりです。行政主導により、住民を無視するような形で合併をすぐに進めようとは考えていません。

## Q 合併への誘導では

(再質問)

問 町長は、新聞紙上では、三町だけの方が地理的・歴史的に深いつながりがあるとして、合併を

具体的に協議を進めるため、三町行政課題研究会を設置し、会長に自ら就任したり、答弁では財政力が高い町で住民発議が起こりにくいから行政で議論を投げかけるということですが、これは誘導であり、合併を今すぐするといっているのではないのでしょうか。町長は合併をすぐするのか。しないのか。

町長 私は、合併論者ではない。住民の意向に沿って考えたい。

(関連質問)

山本哲議員 住民の意向に従って行うということですが、合併に反対するときは、アンケートを取り、賛成者が多いときはとらないといっています。住民の本当の意思を反映しているのでしょうか。住民の本当の意思を聞くのであれば、アンケートでなく、最終的に住民投票をすべきということ

が求められているが、町長はどのように考えるか。町長 懇話会に諮りながら決めたい。

# Q 高齢者の切実な願いに 介護保険料引上げは中止せよ



深澤 平助議員

問 介護保険の見直しと  
いうことで、本町でも、  
来年度から約二〇%の保  
険料引き上げが計画され  
ています。

六五歳以上の方たちの  
収入は少なく、本町では、  
七三%の方は住民税非課  
税です。これらの方の収  
入はわずかばかりの年金  
が主で、もし値上げが実  
施されれば収入の一割近  
くが保険料として徴収さ  
れることとなります。

この十月から七〇歳以  
上の医療費は一割負担と  
なり、多くの高齢者は、  
医療費の増加によっても  
悩まされています。

高齢者の方たちからは  
「保険料を上げないで」  
という声が強くなってい  
ます。

このたび「介護保険料  
は上げないで」という  
一、四五〇人の署名が町  
長に提出されていますが、

町はこういう高齢者の切  
実な願いに応え、保険料  
の値上げは中止し、必要  
な財源は一般会計から繰  
り入れる措置をとつたら  
どうですか。

## A 引上げは やむを得ない

町長 「保険料の引き上  
げ」についてですが、第  
二期介護保険事業計画の  
中で、保険料の引き上げ  
は二一%が見込まれます。

この引き上げの主な要因  
は、介護認定者数の増分  
が二〇%、国の介護報酬  
見直しが二・一%とな  
り、保険料で見ると二  
一%の引き上げとなりま  
す。このように数値を見  
ますと、見直しの引き上  
げ要因は認定者数の増に  
よるもので、第一期計画  
は、見込み認定者数に対  
し、第二期計画は、実績  
に基づく見込みとなりま  
すので、今回の引き上げ  
は自然増分と考えていま  
す。

また、本町を含む周辺  
の介護サービスの整備環  
境は、利用者にとって利  
用しやすい環境にあり、  
結果として、保険給付費

の高騰、保険料のアップ  
につながりますが、発表  
された全国平均（月額三、  
二四一元）より低料金で  
設定できることなどから  
引き上げはやむを得ない  
と考えます。

次に「一般会計からの  
繰入れ」についてですが  
介護保険の制度では、保  
険法の中で、町で負担す  
べき金額が保険料の一  
二・五%と決まっている  
ことや、国の指導原則で  
は、保険料減免分に対す  
る一般財源の繰入れは禁  
止となっています。

もし、町が保険料減免  
分に対する一般財源の繰  
入れを投入すると、今後  
介護保険料の足りない分  
は一般財源を繰入れれば  
よいことになり、事業計  
画が無くなるばかりか、  
介護保険制度が崩れる結  
果となってしまうため、  
一般会計からの繰入れは  
考えていません。

しかし、介護保険制度  
スタート以降、各種各層  
から、低所得者に対する  
軽減についての要望が寄  
せられています。  
ご承知のように、本町  
は、制度上の低所得者対

策以外に県下に先がけ、  
低所得者一・二階層の方  
に対し、軽減策を実施し  
ています。

第二期介護保険計画に  
も引き続き軽減策を盛り  
込むよう指示しましたので、  
今後も、介護保険財政の  
長期的な安定運営にご協  
力をお願いします。

## Q 法的根拠は ない

(再質問)

問 一般会計からの繰入  
れは禁止されているとい  
うが、法的根拠はありま  
せん。

今年の三月、参議院の  
厚生・労働委員会が坂口  
厚生労働相は「一般会計  
の投入であっても、原則  
をこえて自治体がやると  
いうことなら、その自主  
性は尊重する」と答弁し  
ています。

本来、この介護保険料  
の徴収業務は自治事務な  
ので国や県が口をはさむ  
問題ではないのです。  
これらの点を十分検討  
して、一、四五〇人の人  
という大勢の方たちから  
の要請署名に真剣に応え

ていただきたい。  
財政力の問題では、向  
こう三年間、新たに必要  
となる金額は約六、五〇  
〇万円と予想されます。

財政措置として、一つ  
はいまある積立金は全部  
取り崩し、あとは一般会  
計から繰り入れ、その額  
は年に一、六〇〇万円く  
らいと考えられますが、  
本町でこれができないと  
いうことはないと思うが  
どうですか。

## A 制度を台無しにし てしまう

福祉介護課長 制度上の  
問題であり、法律的に一  
般会計の投入はだめとい  
う規定はありません。

しかし、介護保険の給  
付費、保険料等について  
も、今の段階で一般財源  
を投入するということに  
関しては、制度を台無し  
にしてしまいます。

準備基金は四〇〇万円  
くらいが残る予定で、第  
二期保険計画の中で全額  
を取り崩す予定になっ  
ています。

# 委員会 れぽ〜と

## 水源対策 特別委員会

委員長 長谷川 幸廣  
水源対策特別委員会は、十二月十日午前十時四十五分に開会し、産業課長から井戸掘削協議二件と平成十四年度、取水井・補償井掘替改修工事二件についての報告を受けました。  
その他の問題は、継続調査と決しました。

## 教育厚生 常任委員会

委員長 鷹野 一雄  
十二月十一日、午後一時三十分の開会し、付託された国民健康保険税条例改正と総務常任委員長から審査依頼された一般会計補正予算の中で、当委員会に係る部門について審査し、原案どおり可決しました。  
なお、障害者支援費制

度の導入に伴う適正な運用を求める意見書の提出を求めた請願は、採択と決しました。  
(詳細は、二ページ)

### おもな質疑

容器包装の「その他プラスチック」を収集開始

**問** 来年度より容器包装リサイクル法のもので他プラについて収集を開始するということが、リサイクル率をどのくらい見込んでいるのか。

**答** プラスチック容器包装は、全ごみ量の約八%を占めているが、当初からこの数値は見込めなれと思う。

**問** その他紙製容器については、どうするのか。

**答** 諸問題があるので、もつしばらく検討が必要である。

**問** 種類が多いが、すべてを対象とするのか。  
**答** 環境保健委員と協議して一〜二ヶ月ごろまでに決定したい。

**問** ごみを小型焼却炉で焼却してはいけないと聞いたが。  
**答** 今年、十二月から基準を満たさないすべての焼却炉は使えなくなり、今ある焼却炉ではごみを燃やさないでほしい。

**問** 火葬場使用料に差があるのは、不公平と思うが。

**答** 検討したい。

その他、介護保険料、検診事業、地方病、ごみ袋、西条小学校トイレ等についての質疑がありました。



資源ごみを収集する環境衛生課職員

## 産業土木 常任委員会

委員長 山本 哲  
十二月十二日、午前九時に開会し、当委員会に総務常任委員長から審査依頼された昭和町一般会計補正予算の中で、当委員会に係る部門について審査し、原案どおり可決しました。

その他、下水道工事発注状況等についての質疑がありました。

## 総務 常任委員会

委員長 角野 幹男  
十二月十二日、午後一時三十分から開会され、当委員会に付託された昭和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例改正ほか三案件、昭和町一般会計補正予算について慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

その他、議会の議決すべき事件を定める条例制定、特殊建物定期検査、火葬料について等についての質疑がありました。

### 角野氏が辞職願

町議である角野幹男氏(60)は、十二月二十四日、山田昇議長に議員辞職願を提出し、同日受理しました。

# 委員会合同研修報告

教育厚生・産業土木・総務常任委員会



久御山町のまちづくりについて説明を受ける

昭和町議会では、十一月二十二日に京都の久御山町議会を訪れ、町政に関わる先進事例の調査・研究のため、行政視察研修を実施しました。

議会では、町民の福祉向上と行政における課題や議員の資質及び見識向上を目的に直接行政実例等の説明を聴いたり、見ることにより正確な知識を得るため議員研修を実施しているものです。

今回は、久御山町の都市整備状況について研修を行いました。

久御山町は、創造性に

富み、心身ともにたくましい人づくりを進めるため、施設の整備や生涯学

## 創造性とたくましいづくりの町

くみやま 京都府久御山町を訪ねて

習の基盤づくりを進め、文化活動、スポーツ活動の振興に努めていました。子供から大人までの幅広い年齢層の方が「学び、

遊び、集う」体験と遊学の中核施設としての「ふれあい交流館ゆうホール」は、生涯学習情報センターとしての機能を有していました。

また、広域幹線道路（第二京浜道路・京都第二外環状道路）の開通を控え、都市基盤整備をはじめ工業団地や大型ショッピングセンターが立ち並び、町の特性を生かしながら均衡のとれた町の発展に向け、「豊かさを実感し、活力を創造する



久御山町役場前

文化・産業都市」を目指し、諸施策を積極的に推進している町でした。

久御山町と昭和町は、面積や人口規模等大変よく似ており、昭和四十七年から普通交付税の不交付団体であり、豊かな財力を生かし、住民にメリットのある行政サービスと住民が自ら参加し、町政推進に努めていました。

大変参考になる研修となりました。

12月 議会の  
会期日程

### 第一日目

12月10日(火)

議員協議会

開会

本会議

・会議録署名議員の指名

・会期の決定

・諸報告

・議案の上程、質疑、各委員会付託

水源対策特別委員会

午後 休会

### 第二日目

12月11日(水)

本会議 一般質問

教育厚生常任委員会

### 第三日目

12月13日(木)

産業土木常任委員会

総務常任委員会

### 第四日目

12月13日(金)

午前 休会

議会運営委員会

議員協議会

本会議

・追加議案審議

・委員長報告

・質疑、討論、採決

閉会

わたしの好きなまち

# じょうわ

## 人・自然・施設が豊かな町

押原中学校・二年

笠田 聖



### 中学生からのメッセージ

僕の住む町、昭和町は自然が豊かなため、環境がよく、とても住みやすい町です。

スポーツが好きな僕はバスケット部に所属していますが、押原中学校の体育館は広くコートも二面あり、質が良かったため大きな大会に使用されることも多く、特に総合体育館は県に誇れる体育館でスポーツ少年団や僕たち中学生が使用する場合は無料です。

また、遠征に行く時は町のバスを貸してくれることも忘れてはいけません。

そして勉強に力を入れない時、家でなかなかかどらないときに町立図書館を使用しますが、いろんな本がそろっていて静かに勉強できる環境が整っています。

図書館で時間を忘れるくらい集中して勉強ができるのもあんな立派な図書館が学校の近くにあるお陰だと思っています。

ほかにも町民プールなど、とても素晴らしい施設がたくさんあります。こんなふうに僕たちが

普通にやりたいことが身近でできてしまうのです。

また、昭和町のいい所は施設ばかりではありません。僕は小学校三年から町のスポーツ少年団に入っていますが、その中でスポーツ全体の指導や礼儀を学ぶことができました。その教えの中で僕は人間的に成長できたと思います。

現在でも町の体協のバスケット部の人たちが中学生の僕たちをやさしくかつ、厳しく指導してくれます。

施設だけでなく、人間性もあたたかいこの昭和町の人たちに僕はとても感謝し、そんな昭和町で生活しているからこそますます自分に道の進んでいけると思います。

そしてこの昭和町の良さをいつまでも持続させ、僕が成人したらこの昭和町をさらに住みやすい町にしていけたらいいなと思っています。

### 編集 雑感

新年明けましておめでとうございます。町民の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春をご家族お揃いでお迎えのこととお慶びを申し上げます。本年も町民の皆様にご協力される広報誌づくりに編集委員一同、取り組んでまいりますので、よろしくご願ひ申し上げます。



また、昨年十一月に行なわれました第二十回県町村議会広報コンクールでは、広報の部では県内でもベスト5に入る高い評価を受け、写真部門では当議会広報NO.1の表紙写真が奨励賞を受賞しました。

- 議会広報編集委員会
- 委員長 五味 政
  - 委員 鷹野 一雄
  - 委員 山本 哲
  - 委員 長谷川幸廣
  - 議長 長山田 昇